

山梨県用地対策連絡協議会規約

(名 称)

第 1 条 この会は、山梨県用地対策連絡協議会と称する。

(目 的)

第 2 条 この会は、公共用地の取得に関し、関係現業機関の相互連絡をはかり、用地取得の促進のための補償に関する調整等を行うことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 この会は、次の事業を行う。

- 1 資料の交換
- 2 研究会等の開催
- 3 表彰規程による表彰
- 4 その他会の目的達成に必要な事項

(構 成 員)

第 4 条 この会の構成は、別表のとおりとする。

(役 員)

第 5 条 この会に次の役員をおく。

会 長	1	名
幹 事	若 干	名
会計監査員	2	名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、山梨県県土整備部長をもってこれにあてる。

- 2 幹事は、会員中より会長が選任する。任期は2年とする。
- 3 会計監査員は、構成員の互選により選出し、任期は2年とする。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、この会を代表して会務を統轄する。

- 2 幹事は、第9条の会議の議決にもとづいて会務を執行する。
- 3 会計監査員は、毎年5月に前年度における会費の出納について監査を行う。

(事務局)

- 第 8 条 この会の事務局は、山梨県県土整備部用地課におく。
- 2 事務局長は、県土整備部用地課長をもってこれにあてる。

(会議)

- 第 9 条 会議は、定例会、臨時会及び幹事会とする。
- 2 定例会は、年 1 回開催する。
 - 3 臨時会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 4 幹事会は、事業計画案の作成、予算案の作成、その他この会の運営に必要な事項について審議し、必要に応じて会長が招集する。

(会費)

- 第 10 条 この会の会費は、年 10,000 円とする。
- 2 必要があるときは、臨時に徴収することができる。

附 則

- この規約は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- この規約は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- この規約は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。